

建築技術革新支援事業

公募要領

一東京都障害者総合スポーツセンター改修工事の

特定天井に関する技術一

東京都財務局

目 次

I 公募要領	1
1 公募の目的	2
2 用語の定義	2
3 対象施設	2
4 公募する新技術	2
5 新技術の条件	3
6 公募参加資格要件	3
7 公募関係資料	3
8 質問及び回答	3
9 応募資料の提出	4
10 ヒアリング等	4
11 新技術の審査・選定	4
12 選定結果の通知	4
13 選定の取消し	5
14 選定技術の取扱い	5
15 選定技術の検証及び標準化	5
16 その他	5
17 担当部署	5
II 書類様式	6
1 書類様式について	7
2 応募資料作成要領	7
建築技術革新支援事業応募申請書（様式1）	9
新技術概要書（様式2）	10
施工実績内訳書（様式3）	13
質問書（様式4）	14
回答書（様式5）	15
審査結果通知書（様式6）	16

I 公募要領

1 公募の目的

平成23年3月に発生した東日本大震災において、体育館や音楽ホール等、不特定多数の人が利用する施設について、天井が脱落する被害が多く見られた。それを契機に、建築基準法第39条第3項及びそれに基づく告示により、「特定天井（脱落によって重大な危害を生じるおそれがある天井）」における脱落対策の規制が強化された。

都有施設においても、多くの人が利用する学校やホール等、大空間を有する施設が多数あることから、「特定天井」の技術検証を行い仕様を確立することで、今後の施設の安全性向上に役立てていくことが重要である。

このため、東京都障害者総合スポーツセンター改修工事において、「特定天井に関する技術」を公募することとする。

2 用語の定義

この公募要領における用語を次の(1)～(6)のとおり定義する。

(1) 標準的技術

東京都財務局が施行する建築物に係る工事において標準的に使用される技術等

(2) 新技術

民間事業者等により開発された実用可能な技術で、活用の効果が標準的技術と同程度以上の技術

(3) 応募者

本公募に参加しようとする者

(4) 共同応募者

応募者が開発した新技術の性能を確保するために必要不可欠な技術を保有する者で、本公募に共同で参加しようとする者

(5) 行政機関等

国及び地方公共団体とそれらに附属する研究機関等の全ての機関、特殊法人（株式会社を除く。）、公益法人又は大学法人等

(6) 共同開発者

応募者による新技術の開発に参画した個人、民間企業又は行政機関等

3 対象施設

公募する新技術の採用について検討を行う施設は、次の施設である。

(1) 名称

東京都障害者総合スポーツセンター

(2) 場所

東京都北区十条台一丁目2番2号

(3) 事業概要

別添「事業概要書」のとおり

4 公募する新技術

東京都障害者総合スポーツセンター改修工事の特定天井に関する技術

5 新技術の条件

応募する新技術は、次の(1)から(4)までの全ての事項を満たすものでなければならない。

- (1) 標準的技術と比べて優位性があること。
- (2) 第三者の特許権等の権利を侵害していないこと。
- (3) 公共工事に使用する上で関係法令等に適合していること。
- (4) その他、公共工事に使用する上で問題が生じないこと。

6 公募参加資格要件

応募者及び共同応募者は、次の(1)から(8)までの全ての事項に該当する者でなければならない。

- (1) 応募する新技術を自ら開発し、かつ、それを基にした事業を実施する上で必要な権利及び能力を有する個人又は民間企業であること（代理店等は除く。）。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (5) (4)に掲げる者から委託を受けた者並びに(4)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員でない者であること。
- (6) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中でない者であること。
- (7) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、破産法(平成16年6月2日法律第75号)第18条又は第19条の規定による申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、東京都(以下「都」という。)が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にない者であること。
- (8) この公募に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)でないこと。

7 公募関係資料

本公募に関する資料は次のとおりである。

- ・公募要領
- ・事業概要書
- ・技術条件書 ほか

これらの資料は、財務局ホームページ(以下「HP」という。)に掲載している。URLは次のとおりである。

<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kentikuhozen/index.html>

8 質問及び回答

(1) 質問の受付

本公募に関する質問があるときは、質問書(様式4)を用いて、質問事項等を記入し、電子メールにて提出する。提出方法等については次のア～ウのとおりとする。

- ア 質問受付期限：平成27年11月11日（水）午前9時まで
- イ 電子メールアドレス：S0000079@section.metro.tokyo.jp
- ウ 電子メール記載件名：「東京都障害者総合スポーツセンター改修工事の特定天井に関する質問書」

(2) 回答

質問に対する回答は、回答書（様式5）を用いて、平成27年11月18日（水）午後5時までに、質問書に記載されたメールアドレスへ送信する。

また、その内容は、HPに原則掲載する。

9 応募資料の提出

(1) 様式

応募者は、「Ⅱ 2 応募資料作成要領」に基づき応募資料を作成しなければならない。

(2) 提出方法

応募資料は、持参又は郵送(書留)若しくは信書便(書留に準ずるもの)により提出する。

(3) 提出期間

ア 持参による場合

平成27年11月16日(月)から同月27日(金)までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 郵送又は信書便による場合

平成27年11月16日(月)から同月27日(金)まで(必着)

(4) 提出先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 35階南側

東京都財務局建築保全部技術管理課 建築技術担当

電話 03-5321-1111 内線 27-645

10 ヒアリング等

(1) ヒアリング

都は、応募資料の内容を確認するため、個別に説明を求めることがある。この場合のヒアリング日時、方法等については、当該応募者と事前に調整を行う。

(2) 追加資料の提出

都は、応募資料の内容を確認するため、個別に追加資料の提出を求めることがある。

11 新技術の審査・選定

- (1) 都は、応募資料について、別途定める審査基準に基づき審査を行い、選定する。
- (2) 都は、5の条件又は6の要件を満たしていない応募資料については、審査を行わない。

12 選定結果の通知

- (1) 11の選定の結果は、審査結果通知書（様式6）により通知する。
- (2) 選定された新技術（以下「選定技術」という。）の内容については、選定技術の応募者（以下「選定者」という。）と協議の上、その概要をHPに掲載する。

13 選定の取消し

選定技術が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、都は、当該新技術の選定を取り消す。

- (1) 選定技術が、5の条件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 選定者が、6の要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 選定者が、虚偽その他不正な手段により応募したことが判明したとき。
- (4) 選定者から選定を辞退する旨の申請があったとき。
- (5) 前各号に定めるほか、選定を取り消す必要があると都が認めたとき。

14 選定技術の取扱い

- (1) 都は、対象施設の設計業務において、選定技術の採用の可否について検討する。
- (2) 選定者は、対象施設の設計業務受託者若しくは工事受注者から選定技術の採用に関して資料作成等の協力の依頼を受けたときは、これに応じなければならない。この資料作成等に要する費用負担は、選定者、設計業務受託者若しくは工事受注者間の協議により決定する。
また、選定者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法の使用については、都と協議しなければならない。
- (3) 都は、選定技術の内容について、選定者の承諾なく11の審査・選定に関わる者、対象施設の設計業務受託者及び工事受注者並びに15の検証に関わる者に対して開示できるものとする。
- (4) (1)(2)の規定にかかわらず、更なる技術革新等により選定技術の優位性や採用の妥当性等が認められなくなった場合には、都は、選定技術を対象施設に採用しないことがある。

15 選定技術の検証及び標準化

- (1) 都は、対象施設の工事施工中から工事完了後において、選定技術の導入効果について検証を行う。この検証において、都から立会い又は資料の提出を求められたときは、選定者はこれに応じなければならない。
- (2) (1)の検証の結果、一定の導入効果が認められるときは、都において標準的な技術に採用することがある。

16 その他

- (1) 9の応募資料の提出及び10のヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 15の検証に要する費用は、原則として、都の負担とする。
- (3) 都は、9で提出された応募資料について、当該応募者の承諾なしに本公募以外の目的には使用しない。ただし、選定技術については14(3)のとおりとする。
- (4) 応募者が都に提出した資料は返却しない。
- (5) 応募者は、9の応募資料の提出後、12の選定結果の通知を受領するまでの期間において、いつでも任意の文書の提出をもって当該応募を辞退することができる。
また、この辞退により応募者に不利益が生ずることはない。

17 担当部署

東京都財務局建築保全部技術管理課 建築技術担当
電話 03-5321-1111 内線 27-645

Ⅱ 書類様式

1 書類様式について

応募等に用いる書類の様式は、次のとおり

- (1) 建築技術革新支援事業応募申請書（様式1）
- (2) 新技術概要書（様式2）
- (3) 施工実績内訳書（様式3）
- (4) 質問書（様式4）
- (5) 回答書（様式5）
- (6) 審査結果通知書（様式6）

応募資料に使用する言語は日本語とする。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えること。

また、使用する通貨は日本円とし、単位は日本の計量法に定めるものとする。

応募資料の大きさはA4版とする。ただし、任意の添付資料で、パンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、任意の大きさに提出することができる。

応募資料は、A4版のフラットファイルにまとめて1冊とし、これを13冊提出する。

2 応募資料作成要領

次の(1)から(4)までを13冊提出する。

- (1) 建築技術革新支援事業応募申請書（様式1）

応募者及び共同応募者は、応募技術を開発した「個人」又は「民間企業」とする。応募者が「個人」の場合は、会社名は「個人」と記載のこと。

なお、応募者は、共同応募者及び共同開発者がいる場合は必ず記入し、いない場合は「なし」と記入する。

- (2) 新技術概要書（様式2）

応募する技術名称は、応募者により商品として決定しているもの又は応募者にて任意に設定したものを記入する。

技術の概要は、200字以内で簡潔に記入する。

技術の詳細は、次に示す内容に従って記入する。

① 応募技術の特徴

応募技術の特徴について、簡潔に記入する。

② 応募技術を使用する上での留意点など（適用条件及び適用範囲など）

効果が十分発揮できる施工条件や、設計又は施工する上で配慮等すべき事項について記載する。

③ 技術条件書に関する内容

別添「技術条件書」にある次のA～Eの内容について記載する。

A 性能基準、B 機能性、C 先進性、D 経済性、E 施工性

記載項目ごとの行数、文字の大きさ、行間等は任意とするが、A4用紙の片面印刷3枚以内で読み易いものとする。

①～③の各欄に、必要に応じてイラスト、図面、写真等が添付することができる。

なお、これらは第三者が保有する著作権等を侵害していないこと。

Bの機能性については、より機能性を高める工夫や特筆すべき事項があれば記載する。
Cの先進性については、特許等の有無や取得年数等を記載する。技術論文については査読論文、口頭論文の違いを明確に記載する。論文タイトル・誌名等を記載する場合は、多数あっても代表的なもののみを記載する。先進性を証明する資料（コピー等）は別途添付する。

(3) 施工実績内訳書（様式3）

応募する新技術について、日本国内における主な施工実績を、最大20件まで記入する。

(4) 添付資料（任意）

新技術概要書（様式2）等の記載内容を、A4用紙片面に換算して20枚程度を添付することができる（A3用紙の両面印刷の場合は、4枚とカウントし、先進性を証明する資料（コピー等）はこれに含めない。A3用紙は、Z折とする。）。

なお、添付資料は、第三者が保有する著作権等を侵害していないこと。

建築技術革新支援事業応募申請書

「東京都障害者総合スポーツセンター改修工事の特定天井に関する技術」
建築技術革新支援事業公募要領に基づき応募申請します。

応募申請にあたっては、次の1及び2について確認しています。

- 1 応募する技術は、「5 新技術の条件」に掲げる全ての事項を満たしています。
- 2 応募者として、「6 公募参加資格要件」に掲げる全ての事項に該当しています。

平成 年 月 日

東京都財務局建築保全部
技術管理課長 殿

応募者 住所 会社名 代表者名	⑩
連絡 担当者	所属部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
共同応募者 住所 会社名 代表者名 電話番号	
共同開発者 住所 会社名 代表者名 電話番号	

※ 会社名は、個人の場合は「個人」と記載してください。また、共同応募者及び共同開発者がいない場合は「なし」と記載してください。

新技術概要書

公 募 技 術 名 称	東京都障害者総合スポーツセンター改修工事の特定天井に関する技術
応募する技術名称	
技術の概要（200字以内）	
技術の詳細	
① 応募技術の特徴	
② 応募技術を使用する上での留意点など（適用条件及び適用範囲など）	

③ 技術条件書に関する内容 ※「技術条件書」にある A～E の内容について記載する。

A 性能基準

B 機能性

(その他、より機能性を高める工夫や特筆すべき事項)

有り 無し 内容：_____

有り 無し 内容：_____

C 先進性

1) 特許等取得状況

ア 特許の取得 有り 出願中 無し 取得年 年

イ 実用新案取得 有り 出願中 無し 取得年 年

ウ その他取得 有り 出願中 無し 取得年 年

内容、取得先等：_____

2) 技術論文の公表

有り (査読 口頭) 無し

タイトル・時期等：_____

3) 業界誌、新聞等への掲載

有り 無し

誌名・時期等： _____

4) その他 ()

有り 無し

内容： _____

D 経済性 (技術条件書で求められているイニシャルコスト、ランニングコスト等を記載。)

E 施工性

※ 新技術概要書は、記載項目ごとの行数は任意に変更しても構いませんが、全体でA4用紙の片面印刷で3枚までとします。

※ Cの先進性を証明する資料(コピー等)は別途添付してください。

※ 整理番号欄には記入しないでください。

整理番号	
------	--

施工実績内訳書

番号	発注者	工事件名	施工場所	施工年度	施工数量
(例1)	東京都	都立東京高校(25)改築工事	東京都新宿区	平成25年	1,500 m ²
(例2)	民間	某事務所ビル新築工事	埼玉県さいたま市	平成20年	1,200 m ²
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※ 日本国内における主な施工実績を、例に倣い20件まで記入してください。

※ 発注者が民間の場合は、例のように特定できない表現として構いません。

（差し支えなければ正式な名称を記載してください。）

※ 施工数量の単位は、m、m²、m³、箇所、台等、任意に設定してください。

東京都財務局建築保全部
技術管理課長 殿

（ 応募者 ）
住 所
会 社 名
代 表 者 名
（連絡担当者）
所 属 部 署
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メー ル ア ド レ ス

質 問 書

「東京都障害者総合スポーツセンター改修工事の特定天井に関する技術」の内容について、次のとおり質問します。

（ / ）

No	質問事項	

（注）

- 1 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。
- 2 表の右側には、記載しないでください。
- 3 記載欄が不足する場合は、任意の用紙（A4版）を使用し、右上に番号を連番で記載してください。

平成 年 月 日

殿

東京都財務局建築保全部
技術管理課長

回 答 書

「東京都障害者総合スポーツセンター改修工事の特定天井に関する技術」に関して、提出された質問事項については、下記のとおり回答します。

記

(/)

No	質問事項	回答

審査結果通知書（様式6）
27財建技第 号
平成 年 月 日

殿

東京都財務局建築保全部
技術管理課長
（公印省略）

審査結果通知書

平成 年 月 日付けで提出された「東京都障害者総合スポーツセンター改修工事の特定天井に関する技術」の新技术概要書に対する審査結果について、下記のとおり通知します。

記

審査結果

新技术概要書の 選定の種類	<input type="checkbox"/> 選定 <input type="checkbox"/> 非選定
非選定とした理由 (非選定の場合のみ記載)	

※ 本通知に対して苦情がある場合には、本通知を受理した日の翌日から起算して10日以内（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。）に、書面により非選定理由について、説明を求めることができます。

問合せ先
財務局建築保全部技術管理課建築技術担当
電話 03-5321-1111(代表)
内線 27-645